

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404
FAX 984-4310

消火栓・防火水槽付近は駐車禁止

◆消火栓や防火水槽って？

消火栓や防火水槽は、火災発生時、消火に必要な水を供給する設備で、消防隊の消火活動に欠かすことはできません。

消防隊は、消火栓などの調査や点検を定期的に行い、いつでもどこで火災が発生してもすぐに消火活動ができる体制を整えています。



▲消火栓のふた



◆消火栓や防火水槽付近への駐車は違法

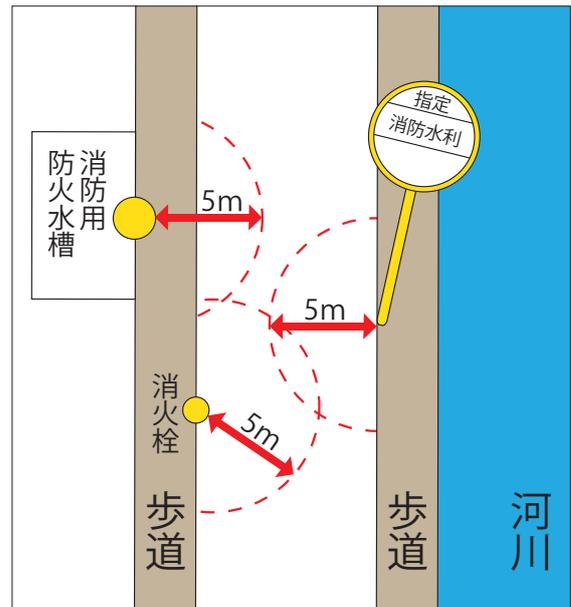
消火栓や防火水槽付近への駐車は、道路交通法で禁止されています。違法な駐車車両は、火災発生時に消火活動の妨げになります。一刻を争う消防活動をスムーズに行うため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



◆駐車が禁止されている場所

消防水利に関して、道路交通法で駐車が禁止されている場所は次の通りです。

- ・消火栓から5m以内
- ・防火水槽の吸水口か吸管投入口から5m以内
- ・防火水槽の側端かこれらの道路に接する出入口から5m以内
- ・指定消防水利（プール、池、井戸、河川など）の標識が設置されている位置から5m以内



Information

ご協力をお願いします 住宅用火災警報器 設置状況調査

住宅用火災警報器の設置率調査と適切な維持管理方法を理解してもらうために、次の通り調査を行います。消防署員が訪問した際はご協力をお願いします。

- ▶実施期間 5月1日(金)～31日(日)
- ▶対象世帯 70世帯 ※無作為に抽出します。
- ▶訪問調査員 松前消防署職員(訪問時には、身分証を提示します)
- ▶質問内容 住宅の形態、住宅用火災報知機の設置状況・作動確認と結果・取り付けについて

※詳しくは、伊予消防等事務組合ホームページ(<http://119iyo.jp/>)まで。